

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 市町村が実施主体として光熱費助成事業を行い、県がその経費の1/2を補助することで、県全体の安定的な障害福祉サービス等の提供の維持を図る。

指標	指標名	補助施設数							指標の種類
	指標式	光熱費補助をした障害者支援施設等の数							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	400	0	0	0	0	
	実績b	0	0	データ等の出典					
	東北	0	0	障害福祉課調べ					
全国	0	0							
把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	データ等の出典					
	東北	0	0						
全国	0	0							
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 障害者支援施設等における障害福祉サービス等の安定的な提供の維持を図るため、県及び市町村において、原油価格高騰により大きな影響が出ている光熱費について一部負担する必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 障害者支援施設等で大きな影響が出ている光熱費について、冬季に向けますます需要が増えることが見込まれ、施設側からも補助の要望が多く寄せられている。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

県内障害者支援施設等において、原油価格高騰を要因とした休止・廃止が発生し、障害福祉サービス等の安定的な提供体制に支障が生じることを防ぐ必要があるため。

政策評価委員会意見 重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他

事業コード	05040311		政策コード	05	政策名	健康・医療・福祉戦略						
事業名	児童福祉施設等物価高騰対策事業		施策コード	04	施策名	誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現						
			指標コード	03	施策目標(指標)名	児童虐待防止対策と里親委託の推進						
部局名	健康福祉部	課室名	地域・家庭福祉課		班名	家庭福祉班	(tel)	1344	担当課長名	佐藤 寧	担当者名	佐川祐麻

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 令和04年度 ~ 令和04年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)
 原油価格高騰に伴い児童福祉施設で大きな影響が出ている光熱費は、冬季に向けてますます需要が増えることが見込まれ、児童福祉施設の運営に支障をきたすおそれがある。

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)
 児童福祉施設等の光熱費を一部負担することで、施設運営に係る負担軽減を図る。
 (重点施策推進方針との関係) ○ 重点事業として要望 ● その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況
 ①ニーズを把握した対象
 受益者 一般県民 (時期: R04 年 10 月)
 ②ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
 ③ニーズの具体的内容
 児童福祉施設等に対して行った実態調査の結果、原油価格高騰による影響を大きく受けており、光熱費への支援を望む声も非常に多かった。

4. 目的達成のための方法
 ①事業の実施主体 県
 ②事業の対象者・団体 児童福祉施設等
 ③達成のための手段
 児童福祉施設等に対して直接光熱費補助を行う。
 ④比較した代替手段及び選択した手段の有効性
 対象施設の半数以上が県所管の施設のため、市町村への補助を行うよりも、県から各施設に対して直接補助することが有効かつ迅速である。

◎把握していない場合の理由及び今後の方針

①理由	
②今後の方針	

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	全体(最終)計画
01	児童福祉施設等物価高騰対策事業	物価高騰の影響を大きく受けている児童福祉施設等に対して、光熱費の補助を行う。	5,745	0	0	0	0	0	5,745
財源内訳			5,745	0	0	0	0	0	5,745
国庫補助金									
県の債									
その他									
一般財源			5,745	0	0	0	0	0	5,745

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 原油価格高騰の影響を大きく受けている児童福祉施設等に対して光熱費の補助を行うことで、施設運営に係る負担軽減を図る。

指標 I	指標名	補助施設数							指標の種類
	指標式	光熱費補助をした児童福祉施設数							○ 成果指標 ● 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	50	0	0	0	0	0
	実績b	0	0	②データ等の出典					
	東北	0	0	地域・家庭福祉課調べ					
	全国	0	0						
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

指標 II	指標名								指標の種類
	指標式								○ 成果指標 ○ 業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	0	0	0	0	0	0
	実績b	0	0	②データ等の出典					
	東北	0	0						
	全国	0	0						
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 原油価格高騰により大きな影響が出ている光熱費について、県が一部負担することで、施設運営の負担の軽減を図る必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 児童福祉施設等で大きな影響が出ている光熱費について、冬季に向けますます需要が増えることが見込まれ、施設側からも補助の要望が多く寄せられている。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

県所管の施設が半数以上のため、県が直接補助する必要がある。

政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
○ 重点事業 ○ その他	

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 市町村が実施主体として光熱費助成事業を行い、県がその経費の1/2を補助することで、県全体の安定的な介護サービスの提供の維持を図る。

指標	指標名	補助施設数							指標の種類
	指標式	光熱費補助をした介護保険施設数							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	900	0	0	0	0	
	実績b	0	0	データ等の出典					
	東北	0	0	長寿社会課調べ					
全国	0	0							
把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
	目標a		0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	データ等の出典					
	東北	0	0						
全国	0	0							
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 介護保険施設等における介護サービスの安定的な提供の維持を図るため、県及び市町村において、原油価格高騰により大きな影響が出ている光熱費について一部負担する必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 介護保険施設等で大きな影響が出ている光熱費について、冬季に向けますます需要が増えることが見込まれ、施設側からも補助の要望が多く上げられている。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

県内介護保険施設等において、原油価格高騰を要因とした休止・廃止が発生し、介護保険制度の運営に大きな支障が生じることを防ぐ必要があるため。

政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他

事業コード	05020225		政策コード	05	政策名	健康・医療・福祉戦略						
事業名	医療施設等物価高騰対策事業		施策コード	02	施策名	安心で質の高い医療の提供						
			指標コード	02	施策目標(指標)名	地域医療の提供体制の整備						
部局名	健康福祉部	課室名	医務薬事課		班名	調整・医療計画班	(tel)	1401	担当課長名	石井 正人	担当者名	佐藤 朋

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 令和04年度 ~ 令和04年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)
 いまだ収束の兆しが見えないコロナ禍の中、医療施設等に大きな負荷が掛かっていることに加え、物価高騰により運営は厳しさを増しており、地域の安定した医療提供体制の維持が懸念されている。

3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)
 地域の安定的な医療提供体制の維持。
 (重点施策推進方針との関係) ○ 重点事業として要望 ● その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況
 ①ニーズを把握した対象
 受益者 一般県民 (時期: R04年 08月)
 ②ニーズの把握の方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に 医療団体からの要望活動等)
 ③ニーズの具体的内容
 医療施設は、物価高騰の影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営環境にあるため、運営費に対する直接支援の要望が特に多かった。

4. 目的達成のための方法
 ①事業の実施主体 県
 ②事業の対象者・団体 医療施設等
 ③達成のための手段
 医療施設等に対し支援金を支給する。

④比較した代替手段及び選択した手段の有効性
 物価高騰の影響を価格転嫁できない医療施設に対し支援金を支給することは、運営の負担軽減のため有効な手段である。

◎把握してない場合の理由及び今後の方針

①理由

②今後の方針

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	全体(最終)計画
01	医療施設等物価高騰対策事業	医療施設等に対し支援金を支給する	573,613	0	0	0	0	0	573,613
財源内訳			573,613	0	0	0	0	0	573,613
国庫補助金			0	0	0	0	0	0	0
県債			0	0	0	0	0	0	0
その他			0	0	0	0	0	0	0
一般財源			573,613	0	0	0	0	0	573,613

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 医療施設等を支援することで地域の安定的な医療提供体制の維持を図る。

指標	指標名	支援金支給施設数	指標の種類
	指標式	支援金支給施設数	<input type="radio"/> 成果指標 <input checked="" type="radio"/> 業績指標

①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）

指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
目標a		0	2,300	0	0	0	0	
実績b	0	0	②データ等の出典					
東北	0	0	事業実績による					
全国	0	0						

③把握する時期 当該年度中 03月 翌年度 月 翌々年度 月

指標	指標名		指標の種類
	指標式		<input type="radio"/> 成果指標 <input type="radio"/> 業績指標

①年度別の目標値（見込まれる成果による指標）

指標	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	最終年度
目標a		0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	②データ等の出典					
東北	0	0						
全国	0	0						

③把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来ない理由

②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性
 地域における安定的な医療提供体制を維持するため、物価高騰により厳しい運営状況にある医療施設等の負担を軽減する必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性
 医療施設等や関係団体より、支援の要望が多く寄せられている。

事業の県関与の必要性
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

医療提供体制の整備は県の責務であり、全県一律に医療施設等を支援することは県でなければできないものである。

政策評価委員会意見

重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他